

参考資料

- 1 千代田区第3次基本構想（抜粋）
- 2 千代田区第3次基本計画改定方針
（平成26年3月）

1 千代田区第3次基本構想（抜粋）

第1章 基本構想の役割

基本構想は、望ましい千代田区の将来像を描き、これを実現するための施策のみちすじを示すもので、基礎的自治体として自主・自律を基本とする責任ある行政運営を進めるための指針です。

また、基本構想は、区民や企業・団体、国や都など、千代田区に関わるすべての人びとが、ともに理解し協力して取り組んでいくまちづくりの目標であるとともに、諸活動の指針となるものです。

さらに、基本構想は千代田区のすべての計画の最上位に位置づけられる理念です。

第2章 将来像と基本方針

1 将来像

都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田

千代田区は、江戸時代から、日本の政治・経済・文化の中心として、長い歴史と伝統に育まれたまちです。こうした千代田区の特性を維持し、発展させ、次代に引き継いでいくことが、千代田区の「魅力」を高めることにつながると考えます。

また、人びとの価値観の多様化している今日、千代田に住み、働き、学び、集うすべての人びとに、独自性・独創性ある施策を展開していくことで、だれもが住みたいと思える新たな「都心の魅力」を創出していくことをめざします。

2 基本方針

平成12年4月、都区制度改革が実現し、また地方分権推進一括法が施行されました。これらの改革によって、国と地方公共団体、都道府県と基礎的自治体の関係が対等・協力の関係として制度的に再構築され、地方公共団体とりわけ特別区は、法律上、基礎的な地方公共団体として位置づけられることになりました。

しかし、都区制度改革後も、大都市行政の一体性・統一性確保のため、特別区は、一般市が持っている固有の課税権が一部都に留保され、また事務処理権能を制約された自治体のままとなっています。地方公共団体は、今後、「多様と分権」を基調とする、自治体間競争の時代を迎えます。千代田区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、地域の特性や実情を踏まえた主体的な行財政運営を行い、自己決定・自己責任を果たしていくため、次の基本方針を定め、取り組んでいきます。

(1) 「千代田市」をめざし、新しい自治のあり方を発信する

「市」をめざし、地方自治の基盤である、より一層の自治権拡充をめざします。特に、都区制度などの特例的な制度については、区民の身近な事務についての主導権の確立と、税負担と行政サービスの関係を明確にし、区民サービスを充実させるため、さらに基礎的自治体にふさわしい権限の確立と財源の確保に取り組みます。

その上で、4割自治といわれる現行の地方自治制度を改め、区政の課題は、区民自らの意思と責任で、主体的に取り組める真の住民自治の確立をめざします。そして、区は区民とともに、だれもが住みたいと思える魅力を持ち、千代田区から新たな世紀にふさわしい独創性や独自性ある施策を、創造、発展させ、日本の首都東京の顔としての存在感のある自治体をめざします。

(2) 100万人を活力とする自治体「千代田」をつくる

千代田区を構成するのは、住み、働き、学び、集う100万人の人びとと企業です。在住者はもちろんのこと、100万人の昼間区民や企業を対象とした行財政運営を行い、これらの人びとを活力とし、地域社会への関心や、自治意識と連帯感を共有しながら、まちづくりに取り組む自治体「千代田」をめざします。

3 目標年次と目標人口

(1) 目標年次

基本構想の目標年次は、千代田区を取り巻く社会経済情勢の変化や関連する計画の期間などを考慮して、おおむね20年後の平成30年代とします。

(2) 目標人口

定住人口5万人をめざします。

第3章 施策のみちすじ

将来像を実現していくために、千代田区が住み、働き、学び、集うすべての人びとと連携・協働して推進する施策のみちすじは次のとおりです。

1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

- (1) 住と職の調和のとれたまち
- (2) 多様な暮らしに応じた住まいを選択できるまち
- (3) だれもが安全で、快適に移動できるまち
- (4) 災害に強く、だれもが安心して活動できるまち
- (5) 身近な水や緑に親しめるまち

- (6) 多くの人に愛される景観のあるまち
- (7) 活気と賑わいのあるまち
- (8) 安心して消費生活をおくれるまち
- (9) 環境への負荷の少ないまち

2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

- (1) 生涯にわたり健康な生活を営むことができるまち
- (2) 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ち、いきいきと生活できるまち
- (3) 障害者の意思が尊重され、地域で自立して生活できるまち
- (4) 安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるまち
- (5) 安心して利用できる福祉のしくみが整っているまち

3 心豊かに学び、文化を創り出すまち

- (1) 未来を担う人材が育つまち
- (2) 生涯にわたり自主的な学習・スポーツ活動ができるまち
- (3) 江戸文化を伝えつつ、新たな文化を創り出すまち

4 人と人とのふれあいを大切にする、個性あふれるまち

- (1) 100万人のコミュニティの輪が広がるまち
- (2) 男女が平等に個性や能力を発揮して活躍できるまち
- (3) 地球市民を育み、世界平和に貢献するまち

第4章 基本構想の実現に向けて

今日の地方自治体を取り巻く状況は、国と地方が「依存と関与」する関係から、「対等・協力」する関係に移行しています。こうした時代潮流のなかで、地方自ら自律と自助の考え方に基づく自治体運営が求められています。そのため、千代田区は、基礎的自治体として、他の自治体をリードする、真に自主・自律した、新しい自治のあり方を発信していきます。そして、千代田区に住み、働き、学び、集う100万人の人びとと企業の協力・協働体制を築き、自己決定、自己責任を果たし、「千代田新世紀」の実現をめざします。

1 成果を適切に把握・評価する

2 区政への区民参画を拡大する

3 質の高い、簡素で効率的な区政運営を行う

2 千代田区第3次基本計画改定方針（平成26年3月）

I 基本計画改定の趣旨

千代田区は、平成13年10月に議決された「千代田区第3次基本構想～千代田新世紀構想～」及び平成22年9月に策定した「(改定)千代田区第3次基本計画」を指針として、区民の暮らしにかかわる9分野について合計45施策の目標を設定し、その実現に向けた様々な取組を計画的に展開してきた。この計画は平成22年度を初年度とする5か年計画であり、平成26年度末で計画期間が満了する。

また、本区を取り巻く状況は、人口の増加や構成変化、東日本大震災の発生、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック」という。）の開催など、現行計画策定当時から変化しており、これらの変化により生じる新たな課題に対して、より中長期的な視点からの対応が必要となっている。

こうした状況を踏まえ、社会情勢の変化等に的確に対応していくとともに、本区を目指す将来像の実現に向けた取組を一層推進するため、現行計画を改定する。

II 基本計画の構成

1 基本構想

区が自主・自律を基本とした責任ある行政運営を進めていくための指針である現行の「千代田区第3次基本構想」に描かれている平成30年代の将来像「都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田」は、次期計画の想定計画期間中において実現すべき将来像として、なお有効であると考えられる。

また、この構想で掲げている『「千代田市」をめざし、新しい自治のあり方を発信する』、『100万人を活力とする自治体「千代田」をつくる』という2点の基本方針についても、地方分権が進展する今日においては、なお有効であると考えられる。

一方、この構想で目標とした定住人口5万人は、すでに達成されたところであるが、平成25年度に実施した人口推計結果（別紙参照）によると、今後10年は人口が増加していくことが見込まれるため、この人口を前提として、将来の区民構成を見据えた適切な施策を行っていくことがより重要である。

以上の点を踏まえ、今回、新たな基本構想の策定は行わず、引き続き現行の基本構想に基づき、基本計画の改定を進めていく。

2 基本計画

基本構想の実現に向け、区政の課題を明らかにし、その解決の方向性を示す総合的な計画である基本計画は、区の将来像を施策レベルで実現していくための目標管理型の計画とする。

そして、施策を構成する個々の事務事業については、時代の変化が激しく先行き不透明な状況が続く今日の社会経済情勢において、年次単位の実行計画を示す意義が低いことから、原則として、基本計画の下には、いわゆる「実施計画」（かつての「推進プログラム」）は策定しないものとする。

ただし、施設整備や地域のまちづくり等、数年スパンで取り組んでいくべき事務事業については、基本計画の中で、年次単位のスケジュールを明示する。

III 基本計画の期間

改定計画の計画期間については、以下の点を理由として、平成27年度から平成36年度までの10年間とする。ただし、東京オリンピックの開催による影響等も想定されることから、5年を目途に見直しを行うこととする。

- ・ 人口推計の実施や公有財産白書の策定により、今後の人口構成の変化や、区有財産の現況、今後の維持・更新に必要な費用等の情報が明らかとなったことを踏まえ、改定計画においては、今後の区民需要の変化や必要となる費用等を見据えた中長期的な視点からの施策展開を行う必要性が一層高まった。
- ・ 東京オリンピック開催に向けた対応は、単に開催時までにとどまらず、将来的にも千代田区の価値や魅力の向上に資するものでなければならず、改定計画においても、開催後の千代田区の将来像を見据えた中長期的視点が求められる。

IV 基本計画の想定人口

平成25年度に実施した人口推計によると、計画期間である10年後の区の人口は6万5千人となる見通しである。

このため、次期計画では計画期間が終了する平成37年の推計人口6万5千人を「想定人口」と位置付け、これを見据えた施策展開を行うとともに、人口構成の変化も見据え、多様な人々が住み、働き続けられる環境を確保するための取組を行っていく。

V 改定の前提となる社会的背景

（1）安全・安心に対する区民ニーズの高まり

東日本大震災の発生により、帰宅困難者や交通機関の混乱、電力危機など、多くの課題が明らかになった。また近年、集中豪雨や竜巻の発生など、異常気象による自然災害が増加している。

そのため、建物の耐震化や帰宅困難者対策、災害発生時の迅速で正確な情報収集や災害情報の伝達など、風水害や差し迫る首都直下地震への対応、都市部における電力使用のあり方など、安全・安心の向上に向けた取組を行っていく必要性が一層明確になった。

また、中央自動車道笹子トンネル事故を受けて、老朽化した社会資本の維持管理や、更新にかかる費用の増大などの課題が浮き彫りになった。定期的な点検等による施設の安全性の把握に努め、長寿命化を図るなどにより、更新にかかる費用の抑制に努めつつ、社会資本の安全性を確保していく必要がある。

(2) 生活不安の高まり

全国的に「超少子高齢化」が進行する中、就労や子育て、医療・介護、健康等について、安心感を持ち続けられる暮らしに対する期待が高まっている。そのため、福祉や子育てなど幅広い視点から、生活不安の解消に向けた取組を行っていく必要がある。

(3) 人口増加や構成の変化

今後の人口増加や構成の変化など、区の人口動向を見据えながら区民需要を見極め、過不足なく公共施設を整備していくとともに、低未利用地については、地域の課題解決に資する有効な活用方法を検討していく必要がある。

(4) マンション居住者の増加

町会や自治会に所属している住民の割合は年々低下しており、地域におけるコミュニティの希薄化が進んでいる。特に、マンション居住者については、地域との関わりはもとより、マンション居住者間のコミュニティの脆弱さが懸念されている。マンション居住者が年々増加し、区民の8割がマンションに居住する千代田区においては、災害発生時などを見据え、マンション内における「協助」の仕組みを構築していく必要がある。

(5) 東京オリンピックの開催

東京オリンピック開催を契機として、千代田区の持つ都心の魅力や歴史・文化を区民とともに高めていけるよう、また、外国人をはじめとする多くの来街者や、千代田区に住み、働き、学ぶすべての人びとが、言葉や習慣の違いを越えて安心して快適に過ごせるよう、教育、文化、観光、まちづくりなどの幅広い分野において、中長期的な視点から取組を行っていく必要がある。

VI 計画改定の基本的な考え方

地域に住み、働き、学び、集うすべての人が、互いにその存在を認め合い、尊重し合うことにより、安全・安心で快適に住み続けられる社会、孤立することなく、つながりや助け合いを実感できる社会、生涯にわたり充実した文化活動を行える社会、地域の様々な課題を共有し、その解決に向けて主体的に取り組める社会を「豊かな地域社会」と位置付ける。

改定計画においては、この「豊かな地域社会」を実現するため、個別施策の見直しにあたり、以下に掲げる3点の「基本的姿勢」と、第三次基本構想に掲げた「施策のみちすじ」の4つの柱に沿って示す方向性に基づき、具体的な施策の立案や見直しを行っていく。

1 基本的姿勢

(1) 限りある経営資源の有効活用

税収構造が不安定であることや、今後の区有施設の維持・更新に膨大な財政負担を伴うことが想定されるため、限りある経営資源を効果的かつ効率的に配分する必要がある。

このため、基本構想の「施策のみちすじ」の4つの柱の実現に向けて、各施策の現状と課題を整理し、施策・事務事業体系の抜本的な見直しや、重点的に取り組む施策の明確化を図ること。

(2) 中長期的視点からの施策展開

人口推計の実施や公有財産白書の策定により、今後の人口構成の変化や、区有財産の現況、今後の維持・更新に必要な費用等の情報が明らかとなったことを踏まえ、改定計画においては、今後の区民需要の変化や必要となる費用等を見据えた中長期的な視点からの施策展開を行うこと。

また、計画改定にあたっては、計画期間中の区民ニーズに的確に対応することはもとより、計画期間終了後も見据えた施策の立案や、計画的な事務事業の執行に努めること。

(3) 区民満足度を高めるための具体的方策の検討

区が平成25年に実施した「区民・昼間区民満足度・意向アンケート調査」結果で明らかになった、重要性が高いにもかかわらず満足度が低い施策や、今後優先して実施すべきとしている施策については、その執行内容や方法、事業体系等を抜本的に見直し、改定計画の期間中に、確実に満足度の改善が図られるよう対策を講ずること。

2 「施策のみちすじ」の方向性

(1) 安全で安心できる、いつまでも住み続けられるまち

東日本大震災の発生等を契機として、区民の安全・安心に対する意識は以前に比べて、より高まっている。

そのため、区民の直接的な安全・安心を積極的に確保することはもとより、区民が安心して日常生活を送れるように、快適な生活環境を整えるための方策や区民が安心を実感できるような取組を行うこと。

(2) 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

高齢者人口については、引き続き増加する見通しであることから、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ち、いきいきと生活できるような取組を行うほか、障害者の意思が尊重され、地域で自立して生活できるような取組を行うこと。

また、今後も引き続き、子どもや子育て世帯は増加していくことが見込まれるため、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるような取組を行うこと。

（3）心豊かに学び、文化を創り出すまち

千代田区がこれまで推進してきた、文化・教育に関する様々な取組を、東京オリンピックの開催を契機として一層促進し、また、文化・観光・教育等の各施策において、区民とともに千代田区の持つ人的・物的資源を最大限に活用し、都心の魅力を一層高めたいけるような新たな取組を行うこと。

（4）人と人とのふれあいを大切にする、個性あふれるまち

千代田区の人口構成の変化や、マンション居住者の増加等により、地域のつながりの希薄化が懸念される。一方、人口構成が多様化しているため、こうした多様な主体の力を活かすことが地域のつながりを促進し、ひいては地域の課題解決につながる。そのため、区内に働き、学ぶ、企業や学生などの力を有効に活用し、連携・協働していくことが重要であることから、今後はこうした主体との協働により、地域のつながりを強化していくための取組を行うこと。

VII 計画改定に向けて

基本計画の改定にあたっては、現行計画における各施策の達成状況の検証を行うとともに、平成 25 年度に実施した「区民・昼間区民満足度・意向アンケート調査」の結果や、「千代田区区民会議」における提言など、区民等の意見・提案を踏まえながら、以下の体制で改定作業を進めていく。

1 庁内体制

（1）千代田区基本計画改定庁内検討会

今年度に計画改定の検討などを行うため設置した「千代田区基本計画改定庁内検討会」を存置し、引き続き計画改定の検討を行っていく。

（2）既存の会議体の活用

分野別の検討にあたっては、基本計画の検討を専ら行う分科会等の新たな会議体は設置せず、分野別計画の策定等のための既存の会議体や今後設置する予定の会議体を活用するほか、「千代田区参画・協働ガイドライン」を踏まえ、可能な限り区民や関係団体等の参画と協働を推進して、多様な主体の意見聴取や、その反映に努める。また、東京オリンピックの開催を見据え、平成 25 年度に設置した「2020 年東京オリンピック・パラリンピック対策本部」と連携を図りながら、改定作業を進めていく。

（3）職員参加による計画改定の実施

日々の施策や事務事業を執行する職員一人ひとりと、区の将来像や実現に向けた方策を共有するとともに、職員の持つ柔軟な発想や提案を計画に反映させていくため、全庁的な議論を深めることはもとより、職員に対して意見公募を実施することや、若手職員などから意見聴取を行う機会を設けることなど、職員参加により計画の改定を行う。

2 計画改定にあわせて見直すべき事項

(1) 分野別計画の体系化と統廃合の検討

改定計画と各分野別計画との関係を整理し、区民にとってわかりやすい計画体系となるよう、分野別計画の整理、統合を検討するとともに、存置すべき各分野別計画については、位置付けと必要性の明確化を図る。

(2) 計画を実現するための執行体制の整備

施策や事務事業の見直しを行うにあたっては、実施内容はもとより、施策体系や事務事業の構成、施策目標を確実に達成する上で、より効果的で効率的な執行を行うための区組織機構の抜本的な見直しも検討し、施策目標の実現に向けて、職員の能力や個々の事務事業の効果が最大限発揮されるよう努める。

あわせて、職員の意識啓発や能力向上を図るための具体的方策を中長期的な視点から検討し、改定計画に掲げる区が目指すべき10年後の姿の実現に向けた取組を行う中で、職員の人材育成が図られるような仕組みを構築する。

(3) 行政評価制度の見直し

平成25年度外部評価結果や職員へのアンケート調査の結果なども踏まえ、行政評価を通じて、改定計画に掲げる区が目指すべき10年後の姿や、施策や事務事業の課題や進捗状況、成果等についての区民への説明責任を果たせるよう、行政評価制度の再構築を行う。

また、職員に対して意見公募を実施し、見直しに向けた意見や提案を募るなど、制度の再構築にあたり職員意見の反映に努めるとともに、行政評価の意義や目的についての全庁的な認識の共有に努める。

VIII 計画改定スケジュール

1 これまでの取組

平成25年 4月	千代田区基本計画改定庁内検討会の設置
6月	「区民・昼間区民満足度・意向アンケート調査」の実施
8月	千代田区区民会議の開催（～9月）
12月	千代田区区民会議からの提言書の提出
2月	基本計画改定方針（案）のパブリックコメントの実施
平成26年 3月	基本計画改定方針の決定

2 今後の予定

平成26年 9月	次期基本計画（案）の策定
10月	次期基本計画（案）のパブリックコメント 地区別住民説明会の実施（～11月）
12月	次期基本計画の決定

【別紙】

平成 25 年度人口推計報告書 推計結果

(1) 将来の想定人口

千代田区の人口は、東京オリンピック開催年でもある平成 32 年時点で6万人を、10年後の平成 37 年には6万5千人を超える見通しである。特に、45 歳以上の生産年齢人口、学齢期（6～14 歳）人口の伸びが大きい。

① 乳幼児人口（0～5 歳）

平成 32 年まで増加が続き、それ以降、平成 37 年までは 2,900 人近傍で推移する見通し。地区別にみると、麴町地区では伸びに勢いがあるものの、5 年程度で鎮静化する見通しであるが、神田地区においては、緩やかながらその後も増加が見込まれるため、留意する必要がある。

② 学齢期人口（6～14 歳）

平成 37 年まで一貫して増加する見通し。

③ 生産年齢人口（15～64 歳）

平成 37 年まで一貫して増加する見通し。特に、45 歳以上の年齢層の伸びが大きい。

④ 高齢者人口（65 歳以上）

他の年齢層と比べて緩やかではあるが、平成 37 年まで一貫して増加する見通し。

千代田区の将来人口推計 (人)

	H22	H27	H32	H37
総人口	46,367	52,703	60,066	65,541
乳幼児（0-5 歳）	1,969	2,609	2,962	2,903
学齢期（6-14 歳）	3,014	3,370	4,361	5,090
生産年齢（15-64 歳）	32,440	36,811	42,381	46,575
高齢者（65 歳以上）	8,944	9,913	10,362	10,973

(2) 人口構成の変化

高齢化率については、全国的には高齢化が顕著であるが、千代田区においては引き続き、年少、生産年齢の各層も増加するため、平成 37 年時点では、人口構成に大きな変化は見られない。ただし、高齢者数が着実に増加する傾向にある点は、留意する必要がある。

人口構成の変化

	H22	H27	H32	H37
年少（0-14 歳）	10.7%	11.3%	12.2%	12.2%
生産年齢（15-64 歳）	70.0%	69.8%	70.6%	71.1%
高齢者（65 歳以上）	19.3%	18.8%	17.3%	16.7%

(3)将来の想定世帯数

① 総世帯数

千代田区の将来人口推計による千代田区の総世帯数については、平成29年には3万世帯を、平成37年には3万6千世帯を超えることが見込まれる。

② 単身世帯数

単身世帯数については、計画期間である平成37年まで一貫して増加する見通しであり、平成37年時点では、1万9千世帯を超える見込みである。

③ 高齢単身世帯数

高齢単身世帯数についても、平成37年まで一貫して増加する見通しであり、平成37年時点の世帯数は、3,200世帯となる見込みである。

	想定世帯数 (世帯)			
	H22	H27	H32	H37
総世帯数	25,459	28,669	32,743	36,050
単身世帯数	13,836	15,091	17,272	19,098
うち高齢単身世帯数	2,467	2,716	2,927	3,196

(4)世帯構成の変化

高齢単身世帯比率は、平成37年頃まで大きな変化はみられない。

ただし、今後の高齢者の増加により、高齢単身世帯も急速に増加する可能性がある。

世帯構成の変化				
	H22	H27	H32	H37
高齢単身世帯率	9.7%	9.5%	8.9%	8.9%